

保護者 様

京都府立南山城支援学校
校 長 畔 柳 順 一

「欠席理由並びに登校許可に関する届」について

学校保健安全法施行規則に基づき、学校感染症と診断された場合は「出席停止」の扱いになりますので、診察を受けている医師の指示に従い、登校しても支障がないと判断されるまでは御家庭で治療に専念させてください。

なお、治癒後登校が可能となりましたら、最初にお子様が登校する日に別紙「欠席並びに登校許可に関する届」を御家庭で御記入の上、学校に提出してください。

(学校において予防すべき感染症の種類) 学校保健安全法施行規則第18条

分類	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症など御不明な点がございましたら学校にお問い合わせください。

欠席理由並びに登校許可に関する届

1	学部・学年・組・氏名	部 年 組 氏名
2	疾病名	
3	出席停止期間 (欠席期間)	自 令和 年 月 日 () 至 令和 年 月 日 ()
4	登校許可日	令和 年 月 日 () から登校
5	医師(病院)名	
※必要により2, 3, 4について医師に確認してください。		

上記のとおり医師の診断及び登校の許可を得ましたので提出します。

令和 年 月 日

京都府立南山城支援学校長 様

保護者氏名